



令和
2年版
データ

ひとりが
ひとりが
幸せな
社会のために

男女共同参画社会の
実現を目指して

男女共同参画社会の
実現を目指して



01 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会の定義（男女共同参画社会基本法第2条）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

02 政策・方針決定過程への女性の参画

1 各分野における『指導的地位』に占める女性の割合

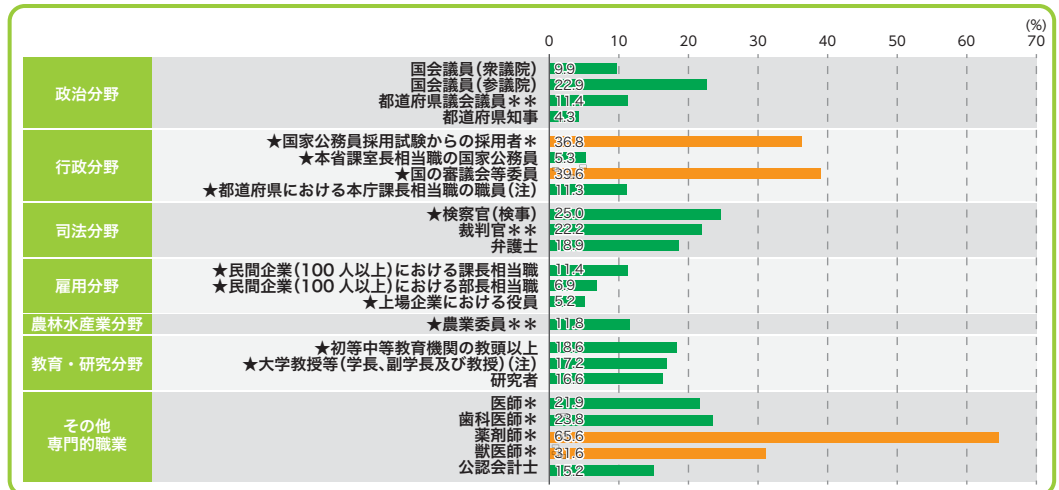
社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位※に女性が占める割合を少なくとも **30% 程度** になるよう期待するとの目標を掲げ、取組を進めています。

※「指導的地位」の定義

- ① 議会議員
- ② 法人・団体等における課長相当職以上の者
- ③ 専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者

【備考】

- 1. 「女性の政策・方針決定参画状況調査」（令和元年12月）より一部更新。
- 2. 原則として平成31年／令和元年のデータ。ただし、*は令和2年、**は平成30年のデータ。
- 3. ★印は、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において当該項目が成果目標として掲げられているもの。

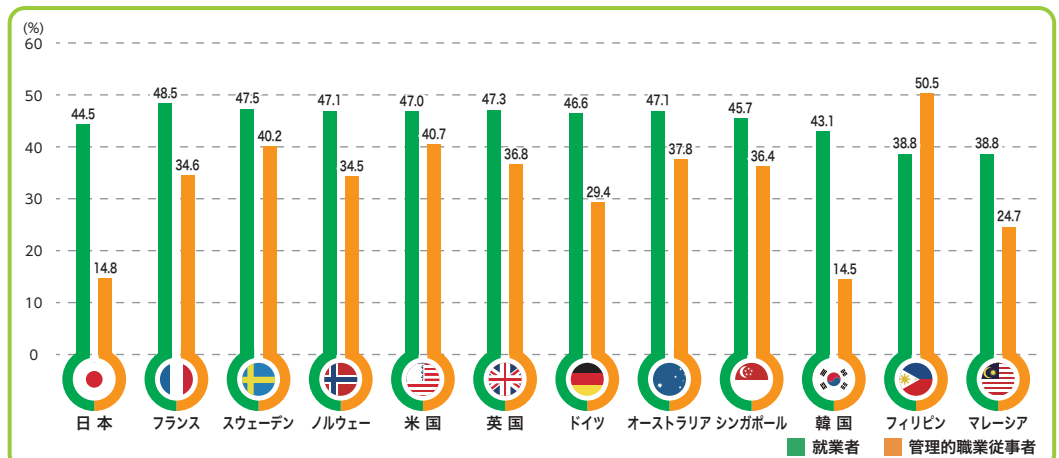


2 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）

就業者に占める女性割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性の割合は、**国際的に見て低い水準**にとどまっています。

【備考】

- 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」（令和元年）、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。
- 2. 日本、フランス、スウェーデン、ノルウェー、米国、英国、フィリピンは令和元年（2019）年、その他の国は平成30（2018）年の値。
- 3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。



3 GGI(ジェンダー・ギャップ指数)

GGIはスイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野の指標(※)から構成された男女格差を測る指数で、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。

我が国は、**153 か国中 121 位**（前回（2018年）は149 か国中110 位）で依然として政治・経済分野の値が低く、教育分野においては高等教育在学率が低い状況です。

世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2020」より作成。

【(※) 各分野のデータ】

- **経済分野**：労働力率、同じ仕事の賃金の同索性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率
- **教育分野**：識字率、初等・中等・高等教育の各在学率
- **保健分野**：新生児の男女比率、健康寿命
- **政治分野**：国會議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の行政の長の在任年数

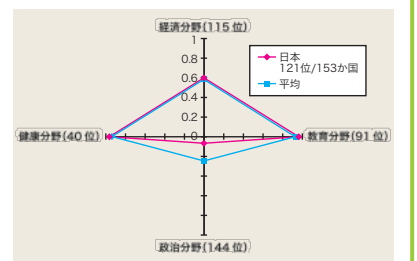
順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.82
5	ニカラグア	0.804
...	...	...
21	イギリス	0.767
...	...	...
53	アメリカ	0.724
...	...	...
106	中国	0.676
...	...	...
108	韓国	0.672
...	...	...
121	日本	0.652
122	クウェート	0.650

分野ごとの順位（日本）

分野	順位	値
経済	115 位	0.598
教育	91 位	0.983
保健	40 位	0.979
政治	144 位	0.049

教育分野における項目	順位	値
識字率	1 位	1.000
初等教育在学率	1 位	1.000
中等教育在学率	128 位	0.953
高等教育在学率	108 位	0.952

各分野におけるジェンダー・ギャップ指数



03 配偶者からの暴力



女性に対する
暴力根絶のための
シンボルマーク

1 暴力の相談件数、認知件数の推移

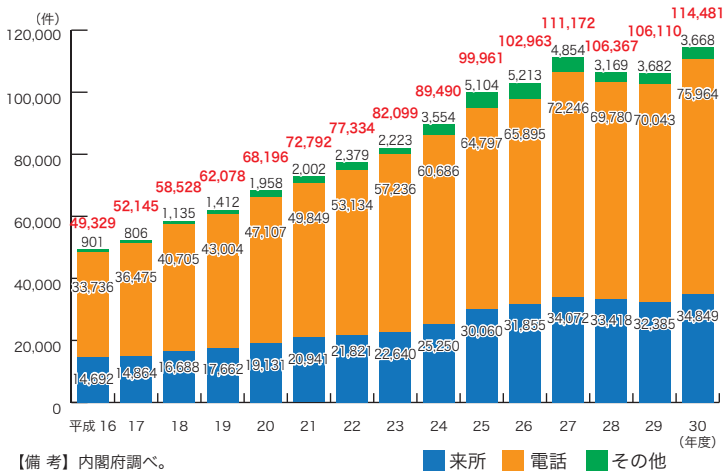
女性の約3人に1人、男性の約5人に1人は、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から、これまでに「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがあり、女性の約7人に1人は何度も受けています。

また、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、5年連続で10万件を超える高水準で推移しています。

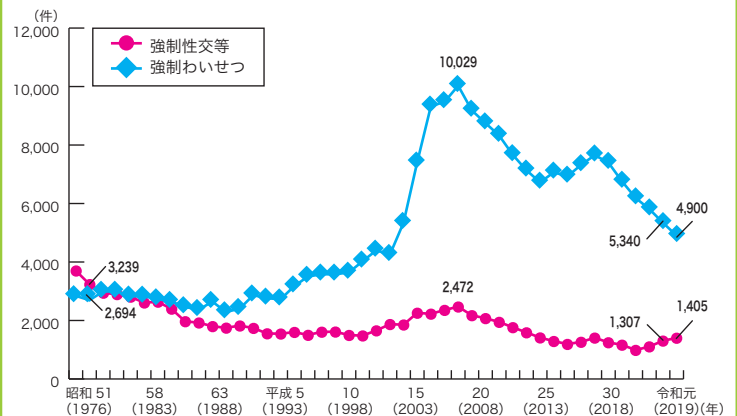
強制性交等及び強制わいせつの認知件数は、強制性交等1,405件、強制わいせつ4,900件となっています。

こうした性犯罪・性暴力被害者のための相談窓口として、産婦人科医療やカウンセリング、法律相談等を専門機関と連携して行うワンストップ支援センターを全国に設置しています。この支援センターには令和元年6月～8月の3か月間で約9,500件の相談が寄せられています。

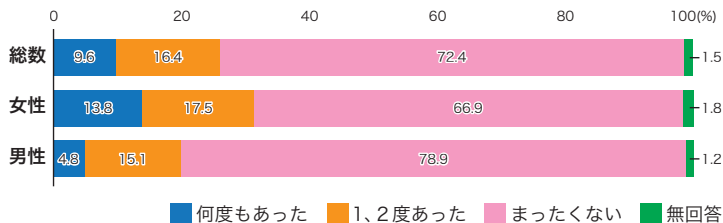
●配偶者暴力相談支援センターへの相談件数



●強制性交等・強制わいせつ認知件数の推移



●配偶者からの被害経験



●全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談件数（令和元年6月1日～8月31日）

	延べ件数 (件)	相談人数		
		実人員 (人)	新規 (人)	新規相談者の割合
総数	9,450	3,651	2,574	71%
電話相談	7,606	2,755	2,083	76%
面談	1,600	818	453	55%
メール相談	244	78	38	49%

2 相談窓口

●DV相談ナビ【TEL:#8008】

配偶者からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという方のための相談サービスです。最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接ご相談いただくことができます。



●DV相談+（プラス）【TEL:0120-279-889】

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化が懸念されるため、相談体制を拡充し、新たに設置しました。24時間体制の電話相談に加え、SNS・メール（10の外国語に対応）でも相談できます。

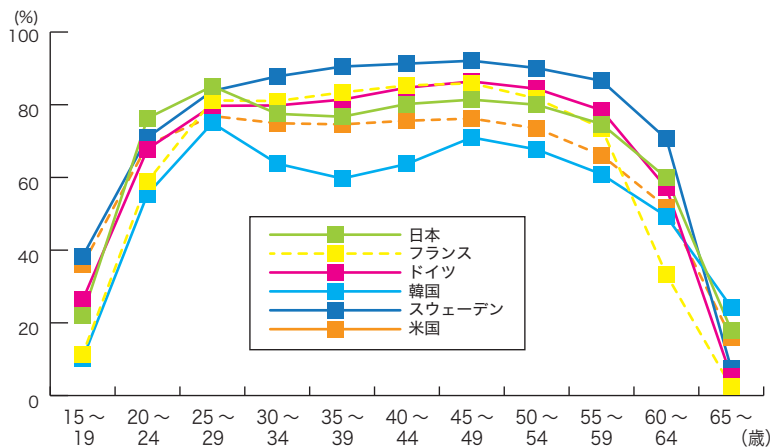


04 就業の分野における男女共同参画

1 M字カーブ～女性の年齢階級別労働力率の国際比較と女性の就業希望者

我が国の女性の年齢階級別労働力率は、韓国同様いわゆる「M字カーブ」を描いているものの、以前よりもカーブは浅くなっており、M字の底となる年齢階級も上昇しています。

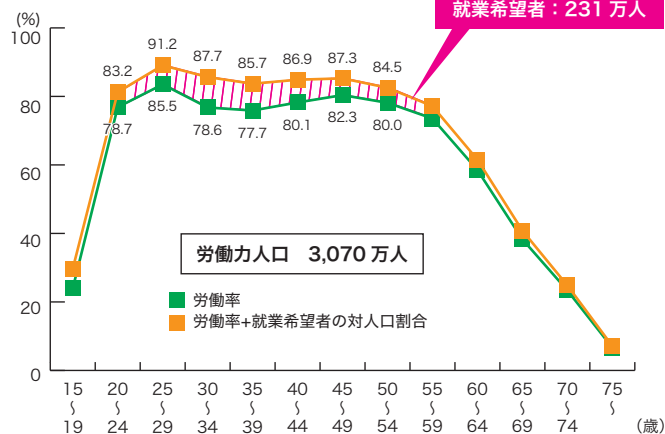
また令和元年には女性の非労働力人口のうち **231万人** が就業を希望しており、それが実現すれば労働力率の上昇につながります。



【備考】

1. 日本は総務省「労働力調査（基本集計）」（長期時系列データ）、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。全ての国において、令和元（2019）年の値。
2. 労働力率は、「労働力人口（就業者＋完全失業者）」／「15歳以上人口」×100
3. 米国の15～19歳の値は、16～19歳の値。

●女性の就業希望者



【備考】

1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」（令和元年）より作成。
2. 労働力率+就業希望者の対人口割合は、（「労働力人口」+「就業希望者」）／「15歳以上人口」×100。
3. 「自営業主」には、「内職者」を含む。
4. 割合は、希望する就業形態別内訳及び求職していない理由別内訳の合計に占める割合を示す。

2 非正規雇用比率の推移

令和元年度における年齢計の非正規雇用比率は男性が**22.8%**、女性は**56.0%**です。年齢階級別で見ると在学中を除く15～24歳と65歳以上では男女差が小さいですが、25歳から64歳までは男女差が大きくなっています。

【備考】

1. 昭和60年から平成13年までは総務省「労働力調査特別調査」（各年2月）より、14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「非正規の職員・従業員」は、平成20年までは「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計、21年以降は、新たにこの項目を設けて集計した値。
3. 非正規雇用労働者の割合は、「非正規の職員・従業員」／（「正規の職員・従業員」+「非正規の職員・従業員」）×100。
4. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値。

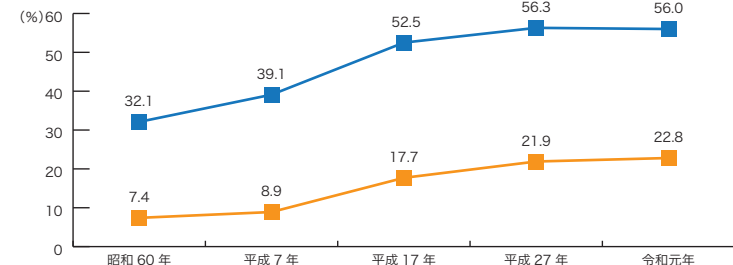
3 共働き等世帯数の推移

昭和55年以降、共働き世帯数は年々増加し、平成9年以降、男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回り、平成30年では雇用者の共働き世帯が**1,245万世帯**、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が**582万世帯**となり、雇用者の共働き世帯が約2倍となっています。

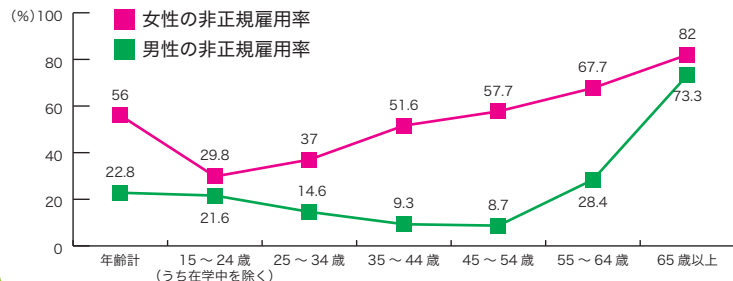
【備考】

1. 昭和55年から平成13年までは総務省「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）の世帯。
4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

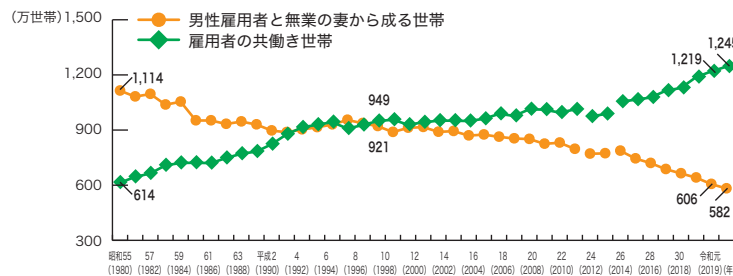
●非正規雇用比率の推移（男女別、年齢計）



●非正規雇用比率の推移（男女別、年齢階級別）



●共働き等世帯数の推移



05 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

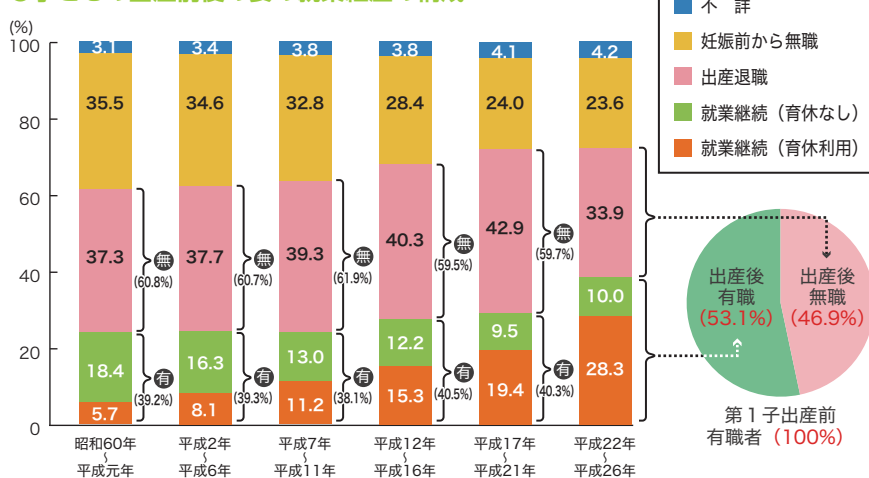


1 第1子出産前に就業していた女性の就業継続率の変化

第1子出産前に就業していた女性のうち、第1子出産後も就業を継続する女性は、これまで4割前後で推移していましたが、最新の調査では**約5割へ**と上昇しました。

- 【備考】
- 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。
 - 第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦について集計。
 - 出産前後の就業経歴
就業継続（育休利用）…妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業
就業継続（育休なし）…妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業
出産退職…妊娠判明時就業～子ども1歳時無職
妊娠前から無職…妊娠判明時無職～子ども1歳時無職

●子どもの出産前後の妻の就業経歴の構成

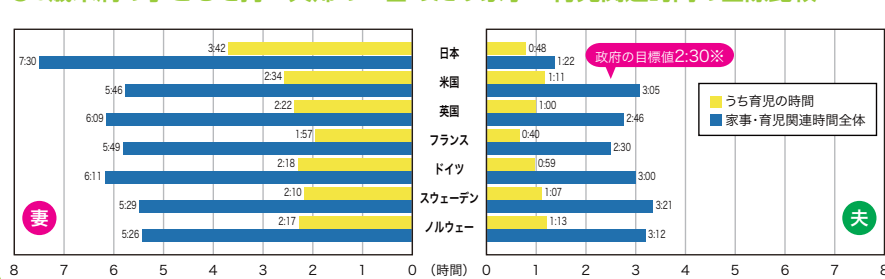


2 子育て期にある男性の家事・育児時間

週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合は、男女とも減少傾向にあります。子育て期と重なる30歳代や40歳代の男性ではその割合が高く、ともに**12.4%**となっています。一方、育児期にある夫の1日当たりの育児・家事関連時間は1時間22分であり、『令和2年までに2時間30分※』という目標とはまだ乖離があります。また、男性の育児休業取得率は**6.16%**（平成30年）と低く、『令和2年までに13%』の目標に向けた取組が進められています。

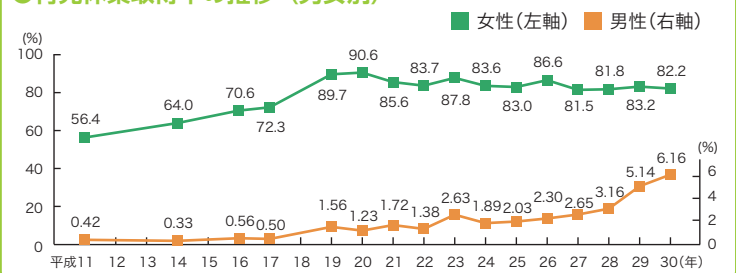
※ いずれも第4次男女共同参画基本計画における成果目標。

●6歳未満の子どもを持つ夫婦の1日あたり家事・育児関連時間の国際比較



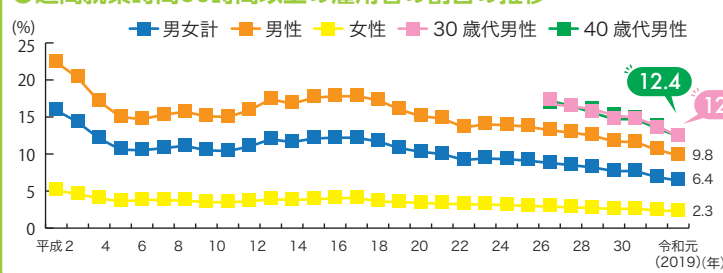
- 【備考】
- 総務省「社会生活基本調査」（平成28年）、Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2018) 及びEurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004) より作成。
 - 日本の値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫と妻の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）。
 - 日本、アメリカは未子の年齢が6才未満、EU諸国は6才以下。

●育児休業取得率の推移（男女別）



- 【備考】
- 厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。ただし、平成17年以前は厚生労働省「女性雇用管理基本調査」による。
 - 数値は、調査前年度1年間（平成23年度以降調査においては、調査開始前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間）に配偶者が出産した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始した者（開始予定の者を含む。）の割合。
 - 平成23年度の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

●週間就業時間60時間以上の雇用者の割合の推移

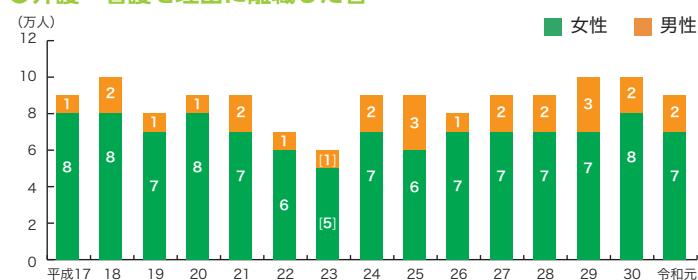


- 【備考】
- 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 - 非農林業雇用者数（休業者を除く）に占める割合。
 - 平成23年度値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

3 仕事と介護の両立

介護・看護を理由として過去1年以内に離職した者の状況は、令和元年には約8万人となっており、その内訳は女性約7万人、男性約2万人であり、女性が8割を占めています。

●介護・看護を理由に離職した者



- 【備考】
- 総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。
 - 前職が非農林業雇用者で過去1年間の離職者。
 - 平成23年の数値（〔〕表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

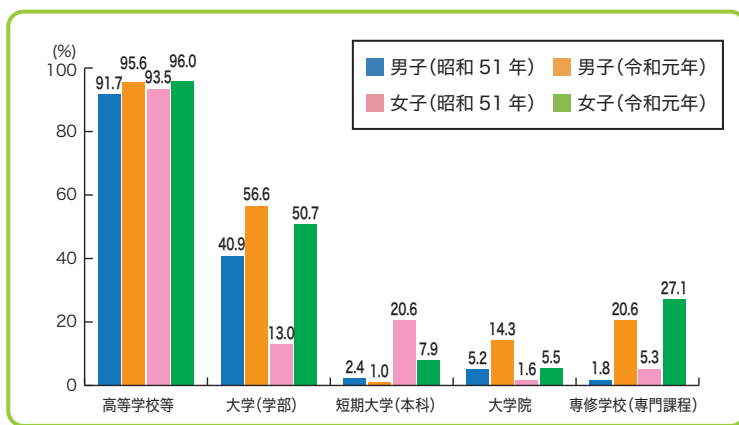
06 教育・研究の分野における男女共同参画

1 学校種類別進学率の推移

女性の大学（学部）進学率は **50.7%** であり、長期的には上昇傾向にありますが、男性に比べると **5.9%** ポイント低い状況にあります。なお、女性の短期大学への進学とあわせると、高等教育機関への進学率は **58.6%** となっています。

【備考】

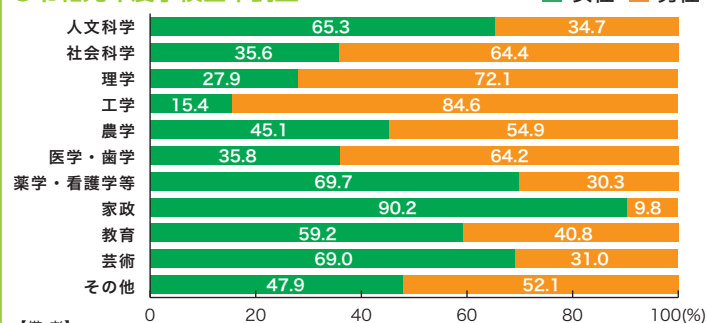
1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
2. 高等学校等：中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める割合。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない。
3. 専修学校（専門課程）進学率は、「専修学校（専門課程）入学人数（過年度高卒者等を含む）」／「3年前の中学卒業後及び中等教育学校前期課程修了者数で除した割合。ただし、入学時には、大学又は短期大学の通信制への進学者を含まない。
4. 大学（学部）、短期大学（本科）：大学学部・短期大学本科入学人数（過年度高卒者等を含む。）を3年前の中学卒業後及び中等教育学校前期課程修了者数で除した割合。ただし、入学時には、大学又は短期大学の通信制への進学者を含まない。
5. 大学院：大学学部卒業後、直ちに大学院に進学した者の割合（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。



2 専攻分野別に見た学生（学部）の男女割合

理学、工学分野における女子学生比率は少なく、専攻分野別に見た男女の偏りが見られます。

令和元年度学校基本調査

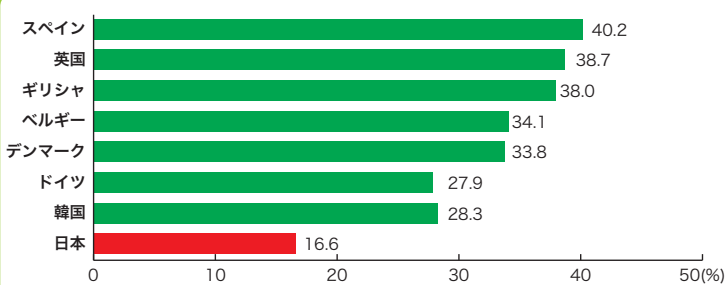


【備考】

1. 文部科学省「令和元年度学校基本調査」より作成。

3 研究者に占める女性割合の国際比較

我が国の女性研究者数は増加傾向にありますが、その割合は諸外国と比較すると、なお低い水準にあります。



【備考】

1. 総務省「科学技術研究調査」（令和元年）、OECD「Main Science and Technology Indicators」より作成。
2. 日本の数値は、平成31（2019）年3月31日現在の値。韓国は平成30（2018）値、スペイン、英国は平成28（2016）年値、その他の国は、平成27（2015）年値。推定値及び暫定値を含む。

07 男女共同参画社会に関する意識

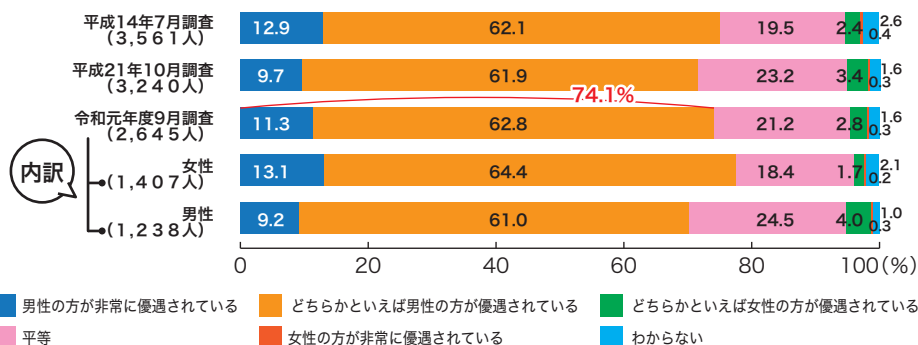
1 男女の地位の平等感

社会全体で見た場合、男女の地位について、**74.1%** が「男性の方が優遇されている」と考えています。

男女別にみると、「男性の方が優遇されている」と回答した人は男性よりも女性に多くなっています。

【備考】

- 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年9月）より作成



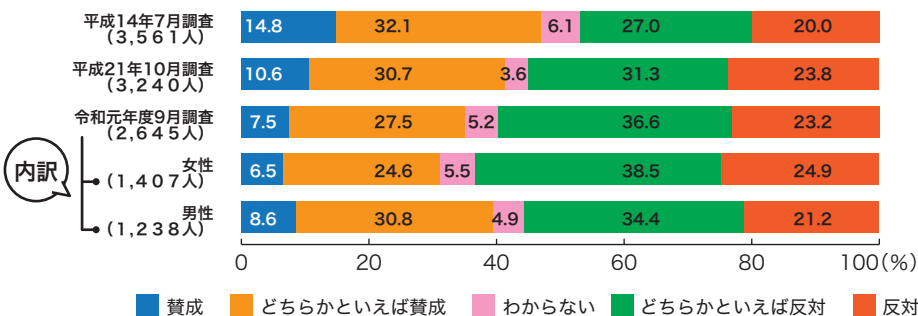
2 固定的な性別役割分担意識「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」

平成14年調査では賛成（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）と反対（「反対」＋「どちらかといえば反対」）の割合がほぼ同じでしたが、その後反対が賛成を上回り、反対が5割を超えました。

再び賛成が反対を上回る年度もありましたが、平成26年度以降の調査では常に反対が賛成を上回り、最新の調査では反対の割合が約6割となっています。

【備考】

- 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年9月）より作成



男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日公布・施行

男女共同参画社会を
実現するための
5つの基本理念

- ・男女の人権の尊重
- ・社会における制度又は慣行についての配慮
- ・政策等の立案及び決定への共同参画
- ・家庭生活における活動と他の活動の両立
- ・国際的協調

【国、地方公共団体及び国民の役割】

国

- ・基本理念に基づき、5年毎に男女共同参画基本計画を策定
- ・「積極的改善措置」(注1)を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定、実施

地方
公共団体

- ・基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- ・地域の特性を活かした施策の展開

国民

- ・男女共同参画社会づくりに協力することが期待される

(注1) 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。いわゆるポジティブ・アクション。

第4次男女共同参画基本計画

平成27年12月25日閣議決定

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和7年度末までの「基本的な考え方」並びに令和2年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた計画。

- ① 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行(注2)等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実
- ② あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進
- ③ 困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備
- ④ 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
- ⑤ 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化
- ⑥ 国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
- ⑦ 地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

(注2) 勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

10年間の時限立法(～R8.3.31)

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、豊かで活力ある社会を実現することを目的としています。

《女性の職業生活における活躍の推進における基本原則》

- ① 女性に対する、職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、女性の個性と能力が十分に発揮できるようにする。
- ② 男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能とする。
- ③ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思を尊重する。

女性の活躍状況等の
詳しい情報はこちら！

国・地方公共団体



女性活躍推進法
「見える化」サイト

一般事業主
(民間企業等)

女性の活躍推進企業
データベース

改正前

改正内容

(改正法は令和元年6月5日公布、令和2年6月1日施行
※ただし、101人以上の一般事業主への義務拡大は、令和4年4月1日施行)

●一般事業主(民間事業主)・特定事業主(国・地方公共団体)の役割

- ・職場の女性の活躍に関する状況の把握や課題の分析をした上で、事業主行動計画の策定、公表(一般事業主の義務対象は常用労働者301人以上の民間企業)
- ・女性の活躍状況に関する情報を公表(1項目以上)

- 一般事業主の義務対象を拡大(101人以上)
- 情報公表の強化(2項目以上)

●国の役割

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針、事業主行動計画策定指針を策定
- ・一般事業主に対する認定(えるぼし認定)を実施
- ・公共調達における受注機会の増大等の施策を実施

- より水準の高い「プラチナえるぼし」認定を創設

●地方公共団体の役割

- ・推進計画の策定、公表や国に準じた受注機会の増大等の施策を実施

2 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成30年5月23日 公布・施行

社会の対等な構成員である男女が公選による公職等として政策の立案・決定に共同して参画する機会が確保されることが、多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的としています。

基本原則

- 衆議院、参議院及び地方議員の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする
- 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする
- 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする

→ 基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画を推進

国・地方公共団体の責務等

- ・政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする
- ・基本的施策(実態の調査及び情報の収集等、啓発活動、環境の整備、人材の育成等)

政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする

09

国際婦人年以降の国内外の主な動き

年 代	世界の動き	日本の動き
(目標・平等・発展・平和) 国連婦人の十年	1975(昭和50)年 国際婦人年	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催
	1977(昭和52)年	「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」(現・国立女性教育会館)設置
	1979(昭和54)年	「女子差別撤廃条約」署名
	1980(昭和55)年	
	1981(昭和56)年	
	1984(昭和59)年	「国内行動計画後期重点目標」策定
	1985(昭和60)年	女子差別撤廃条約への批准に向けた「国籍法」の改正 女子差別撤廃条約への批准に向けた「男女雇用機会均等法」の公布、「労働基準法」の一部改正、「家庭科教育に関する検討会議」報告 「女子差別撤廃条約」批准
	1986(昭和61)年	婦人問題企画推進本部拡充(構成を全庁に拡大) 婦人問題企画推進有識者会議開催
	1987(昭和62)年	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
	1988(昭和63)年	女子差別撤廃条約実施状況第1回報告審議
1991(平成3)年		「育児休業法」の公布
1993(平成5)年	世界人権会議(ウィーン)、女性に対する暴力撤廃宣言	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下、パートタイム労働法)の公布
1994(平成6)年	国際人口開発会議(カイロ)行動計画採択	男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置 女子差別撤廃条約実施状況第2回及び第3回報告審議
1995(平成7)年	第4回世界女性会議ー平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」への改正(介護休業制度の法制化)
1996(平成8)年		男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」策定
1997(平成9)年		男女共同参画審議会設置(法律) 「介護保険法」公布
1999(平成11)年		「男女共同参画社会基本法」公布、施行
2000(平成12)年	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ミレニアム開発目標(MDGs)設定(目標3:ジェンダー平等推進と女性の地位向上) 「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」採択	「男女共同参画基本計画」閣議決定
2001(平成13)年		男女共同参画会議設置及び男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間(以降、毎年実施) 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定
2003(平成15)年		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第4回及び第5回報告審議 「少子化社会対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行
2004(平成16)年		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正
2005(平成17)年	国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
2006(平成18)年		「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定
2007(平成19)年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「パートタイム労働法」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2009(平成21)年		「育児・介護休業法」改正 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議
2010(平成22)年	国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) 国連グローバル・コンパクト(UNGC)とUN IFEM(現 UN Women)が女性のエンパワーメント原則(WEPs)を共同で作成	APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合(東京開催) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定
2011(平成23)年	UN Women正式発足	
2012(平成24)年	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年1月施行)
2013(平成25)年		「パートタイム労働法」改正 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo 2014)開催(以降、毎年開催)
2014(平成26)年	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性活躍加速のための重点方針2015」策定(以降、毎年策定) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(翌年、全面施行) 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 安保理決議1325号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定
2015(平成27)年	国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) 第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 UN Women日本事務所開設 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択(目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)	女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意
2016(平成28)年		刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)
2017(平成29)年		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について ～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定
2018(平成30)年		女性活躍推進法改正
2019(令和元)年	G20大阪首脳宣言	
2020(令和2)年	国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会(ニューヨーク))	

発行・編集



男女共同参画局
〒100-8914
内閣府 東京都千代田区永田町1-6-1
TEL 03-5253-2111
URL <http://www.gender.go.jp/>

DV相談ナビ

#8008

は れ れ ば

ひとりで悩んでいませんか？



配偶者や恋人等からの暴力(DV)に悩んでいませんか。相談してみると、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。ひとりで悩まず、ご相談ください。お近くの相談窓口におつなぎします。

DV相談+

プラス

メール 24時間受付

電話 9:00~21:00 (4/29日~5/24日休受付)

チャット相談 12:00~22:00

電話 0120-279-889

受付 9:00~21:00 (4/29日~5/24日休受付)

ホームページは
こちらから▼



<https://soudanplus.jp/>